

担当圏域▶ **東播磨
淡路**

✿ センター

社会福祉法人 **あかりの家**

〒671-0122
兵庫県高砂市北浜町北脇519
(障害者支援施設 あかりの家に隣接)
TEL.(079) 254-3601
FAX.(079) 254-3403
E-mail: auc.clover@nifty.com

☞ 山陽電鉄「大塩駅」より2.3km
☞ JR「ひめじ別所駅」より4km
☞ 国道2号線「佐土」信号より3km



担当圏域▶ **阪神南**

✿ 芦屋ランチ

社会福祉法人 **三田谷治療教育院**

〒659-0015
兵庫県芦屋市楠町16-5
(知的障害児施設 三田谷学園に隣接)
TEL.(0797) 22-5025
FAX.(0797) 22-7885
E-mail: cloverashiya@dream.com

☞ JR「芦屋駅」「さくら夙川駅」より徒歩20分
☞ 阪神「打出駅」より徒歩10分
☞ 阪急「夙川駅」より徒歩15分
☞ 阪神電鉄バス「翠ヶ丘」下車より徒歩2分



担当圏域▶ **北播磨
丹波**

✿ 加西ランチ

社会福祉法人 **ゆたか会**

〒675-2321
加西市北条町東高室959-1
TEL.(0790) 43-3860
FAX.(0790) 43-3865
E-mail: auc.clover@yutaka-wel.com

☞ 中国自動車道 加西 ICより車で10分
☞ 北条鉄道 法華口駅より約5km



担当圏域▶ **但馬**

✿ 豊岡ランチ

社会福祉法人 **神戸聖隷福祉事業団**

〒668-0065
兵庫県豊岡市戸牧1029-11
(北但広域療育センター 風内)
TEL.(0796) 37-8006
FAX.(0796) 22-8811
E-mail: clover-toyooka-info@kobeseirei.or.jp

☞ JR「豊岡駅」より約2.5km
☞ 全但バス「豊岡病院」下車より徒歩5分



担当圏域▶ **阪神北**

✿ 宝塚ランチ

社会福祉法人 **希望の家**

〒665-0035
宝塚市伊子志 3 丁目 12-43
(希望の家コミュニティプラザ 1F)
TEL.(0797) 71-4300
FAX.(0797) 76-5811
E-mail: clover-takarazuka@coast.ocn.ne.jp

☞ 阪急「逆瀬川駅」より徒歩 10 分程度



担当圏域▶ **中播磨
西播磨**

✿ 上郡ランチ

社会福祉法人 **愛心福祉会**

〒678-1232
兵庫県赤穂郡上郡町竹万 329-1
(あいここベース)
TEL.(0791) 56-6380
FAX.(0791) 56-6381
E-mail: clover-kamigori@aishin-wel.or.jp

☞ JR 智頭線上郡駅から徒歩 5 分



**ひょうご発達障害者支援センター
「クローバー」について**

ひょうご発達障害者支援センタークローバーは、平成14年度に国の「自閉症・発達障害者支援センター事業」として創設され、平成17年4月の「発達障害者支援法」の施行に伴い「ひょうご発達障害者支援センター クローバー」に名称変更されました。

兵庫県では、平成15年12月に(社福)あかりの家に委託し事業を始めました。平成17年6月より、県の単独事業としてランチを創設し、(社福)ゆたか会、(社福)三田谷治療教育院が事業を開始し、平成21年4月より(社福)神戸聖隷福祉事業団、平成22年7月より(社福)希望の家、平成23年8月より(社福)愛心福祉会が新たに事業を始めました。

現在、センターと5つのランチでひょうご発達障害者支援センター クローバーを運営しています。

ひょうご発達障害者支援センター クローバー

発達障害支援の拠点として
早期から地域における切れ目のない
支援体制の構築をめざします

<https://hyogo-clover.com/>



発達障害とは？

平成17年4月より、発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。

平成28年8月施行の改正発達障害支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障害者を「発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害)がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるもの」と定義し、支援の対象としています。

この法律は「発達障害」のある人が、生まれて年をとるまで、それぞれのライフステージ(年齢)にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害が広く国民全体に理解されることを目指しています。

代表的な発達障害

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症
広汎性発達障害
アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・行動のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

〈注意欠陥多動性障害AD/HD〉

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

〈学習障害〉

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれる。

●自閉症スペクトラム障害(ASD)：広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義である。

5つの支援



相談

- 県の発達障害の専門機関として、市町関係機関等と連携し相談支援を行います。
- 発達支援、就労支援を含めたすべてのライフステージへの相談支援を行います。
- 関係機関の支援者からの相談に応じます。

機関連携

- 各市町での発達障害児者に関する会議への参画をします。
- 地域自立支援協議会への参画をします。
- 当事者団体と連携します。

コンサルテーション

- 学校園や保育所、福祉サービス事業所、支援機関、企業等へ訪問し、関わり方について対応、助言をします。
- 家庭療育支援講座の実施・支援をします。

普及啓発・研修

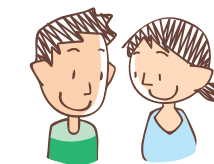
- 一般市民向けの発達障害理解の推進のため普及啓発をします。
- 発達障害者支援の人材育成として主催研修会を行います。
- 発達障害にかかる研修会への講師派遣を行います。

調査・研究

- 調査：県内の発達障害者の支援に関わる資源等の調査をします。
- モデル事業：発達障害児者および家族への支援プログラムの研究、開発をします。

ご利用について

ご本人・ご家族の方



相談者



市町相談窓口



- 子どもや家族、ご自身のことについて
- 仕事や将来について
- 年金や手帳などの制度、福祉サービス、医療機関等について

まずは、市町発達障害相談窓口(以下、市町窓口)へご相談ください。

★各市町窓口はクローバーホームページ等をご参照ください。

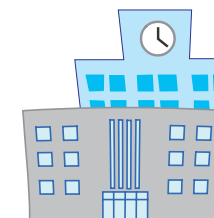
- 各市町窓口が相談内容をお聞きした上で、必要に応じてクローバーへ相談依頼をします。

- 市町窓口と連携の上、相談を行います。

★相談は無料で行います。

★相談に関してご不明な点があれば、お問い合わせください。

関係機関(支援者)の方



関係機関



- 支援調整会議の依頼
- 機関コンサルテーションの依頼
- 研修会等の講師派遣の依頼 など

まずは、直接ご連絡ください。
(電話・メール・FAX)

- 相談時間 9:00~17:00
(土、日、祝日は除く)

★相談および支援調整会議は無料で行います。

★コンサルテーションおよび講師派遣にかかる費用負担については、直接お問い合わせください。